

インドネシアにおけるモデル契約書（秘密保持契約書（AI 編））を活用するに際しての留意点

（後編）



Yenny Halim
（パートナー
弁護士）

Acemark Intellectual Property

Yenny Halim は、Tarumanagara 大学で経済学学士、Krisnadwipayana 大学で法学学士、Indonesia 大学で法学修士を取得し 1999 年に Acemark に入所、知的財産分野で活躍している。知財コンサルタントとして登録され、訴訟弁護士の資格も取得している。2014 年に WIPO 世界知的財産の日、2017 年発明推進協会セミナー、2018 年特許と商標に関する Acemark セミナー、2019 年意匠保護に関する FAMI 会議、など数多くの講演も行っており、インドネシアの企業や個人への知財に関するトレーニングも行っている。2019 年、法務人権省から意匠に関する知財コンサルタントにおける最多出願人として表彰を受けたほか、IP STARS、World Trademark Review、Chambers and Partners、ASIAN LEGAL BUSINESS 等より表彰を受けており、また、Who's Who 知財部門にも掲載されている。

【概要】

日本国特許庁は、オープンイノベーションポータルサイトにおいて、研究開発型スタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーション促進のために各種のモデル契約書を公開しており、新興国等知財情報データベースでは参考記事に示す英訳を作成している。

秘密保持契約は、両当事者が秘密情報、データ、技術、ノウハウの交換を含む活動を行うことを互いに合意する場合に必須である。インドネシアでは、秘密情報、データ、技術、ノウハウは、一般に知られておらず、経済的価値があり、秘密を保持するために一定の方法で維持されている場合、営業秘密として保護される。

インドネシアの営業秘密は、営業秘密法 2000 年法律第 30 号に準拠している。営業秘密法第 11 条は、営業秘密の権利者またはライセンシーが、故意かつ権利なく営業秘密を商業目的で第三者に使用または開示した者に対して、損害賠償請求、または使用の中止を求めて訴訟を提起することができるという紛争の解決方法を規定している。訴訟は地方裁判所に提起されるものとされる。訴訟によ

る紛争の解決に加えて、営業秘密法第 12 条は、当事者は仲裁または代替紛争解決によって紛争を解決することができる」と規定している。

営業秘密を故意に開示したり、契約に違反したり、書面または口頭で営業秘密を秘密にすることを約束した義務を履行しない者は、侵害行為となり（営業秘密法第 13 条）、営業秘密の侵害には、最大 2 年の懲役および/または 3 億ルピア（約 3 百万円）の罰金が科せられる（営業秘密法第 17 条）。

本稿では、参考記事の英訳を参照した上で、日本法に基づき設立された日本の企業と、インドネシア共和国法に基づき設立されたインドネシアの企業という異なる国の事業者が、モデル契約（秘密保持契約）を活用する際の留意点について説明する。

後編では第 11 条、第 12 条、その他追加すべき条項について、必要と思われる事項を説明、コメントする。

【詳細】

モデル契約書の前文、第 1 条、第 2 条、第 4 条から第 6 条までについては、「インドネシアにおけるモデル契約書（秘密保持契約書（AI 編））を活用するに際しての留意点（前編）」をご覧ください。

7. 第 11 条（準拠法および裁判管轄）

モデル契約書第 11 条では、準拠法および裁判管轄について、日本法に準拠することおよび日本の裁判所の管轄とすることを定義している。

しかしながら、日本の判決をインドネシアでそのまま執行することは、法律や相互主義に基づく二国間・多国間協定で規定されていない限り、不可能である。日本の裁判所の判決を執行するためには、判決を証拠として、インドネシア地方裁判所に新たに訴訟を提起する必要がある。つまり、インドネシアの裁判所は、日本の裁判所の判決を法的事実とみなすだけでなく、事案である本件の決定において日本の裁判所の判決が証拠として認められるためには、形式的要件を満たす必要がある。このような状況ではあるが、両当事者は、本契約の準拠法として日本法を選択することができる。このような場合、両当事者は、インドネシアの裁判所が審理するために、日本法について意見を述べる専門家証人を雇用する必要がある。

国際私法契約では、裁判管轄は準拠法とセットになっている。さらに、選択した裁判管轄の独占権に従うことが重要であり、そうでなければ、両当事者は、便宜主義を考慮して、異なる裁判管轄を選択する可能性が生じる。

しかし、当事者が外国法を準拠法および裁判管轄として合意したにもかかわらず、国際契約に起因する紛争に関するインドネシアの裁判所の判断が異なる場合がある。インドネシアの裁判所は、外国法を準拠法とする契約から生じる紛争について、訴訟能力がないことを理由に訴訟を却下したケースもある¹。場合によっては、インドネシアの裁判所は、紛争との最も現実的かつ実質的な関連性を考慮することにより、法の選択や裁判管轄を無視することがある²。ここでいう関連性とは、利便性や費用、証人や書類の入手可能性、当事者が居住する場所、当事者が事業を行っている場所、および準拠法である。

準拠法および管轄権の決定は、多くの要因に影響される。すなわち、契約において選択される法律に関して当事者がどれだけ精通しているか、当事者の資産の所在地、各当事者の交渉上の地位などの影響を受け、さらに、慣習も準拠法の決定に影響を及ぼす。

準拠法記載例 1 :

Any dispute arising out of or in connection with this Agreement shall be construed in accordance with the law of ... (Choice of Law).

(参考訳) 本契約に起因または関連して生じた紛争は、...の法律（（準拠）法の選択）に従って解釈されるものとする。

準拠法記載例 2 :

This Agreement shall abide and therefore must be construed and interpreted in accordance with the Laws and Regulations of ... (Choice

¹ *1See: Supreme Court Jurisprudence No. 1935K/Pdt/2012 dated 14 Januar2 2013 (<https://putusan3.mahkamahagung.go.id/direktori/putusan/2fec284ea0166f862f863c19de39e125.html>)

² See: Supreme Court decision No. 3440 K/Pdt/2020 dated 21 December 2020, AHC Management Pte. Ltd and PT. APVC Indonesia vs. Go Liok Tjioe et.al.(<https://putusan3.mahkamahagung.go.id/direktori/putusan/zaec3bb4b51f3e1e924e313531333036.html>)

of Law).

(参考訳) 本契約は、...の法律（（準拠）法の選択）に準拠して解釈されなければならない。

準拠法記載例 3 :

This agreement and all the terms and provision and conditions of the agreement and all questions of construction, validity and performance hereunder shall be governed by...law.

(参考訳) 本契約および本契約のすべての条項および条件、ならびに本契約の解釈、有効性および履行に関するすべての問題は、...の法律（（準拠）法の選択）に準拠するものとする。

また、契約上の権利と義務という限られた問題だけでなく、両当事者の関係のあらゆる側面をカバーすることが望まれる場合、より広範な法律選択条項が使用される場合がある。例えば、次のようなものである。

準拠法記載例 4 :

Any dispute arising out of or related to this Agreement, or the Parties' relationship created hereby, shall be governed by the laws of
(Choice of Law).

(参考訳) 本契約、または本契約によって生じる両当事者の関係に起因または関連するすべての紛争は、...の法律（（準拠）法の選択）に準拠するものとする。

裁判管轄記載例 1 :

Each Party irrevocably and unconditionally submits to the exclusive jurisdiction of the Court of [Japan/Indonesia] for any disputes arising out of or in connection with this Agreement.

(参考訳) 各当事者は、本契約に起因または関連して生じるいかなる紛争についても、取消不能かつ無条件に[日本/インドネシア]の裁判所の専属的管轄権に服するものとする。

裁判管轄記載例 2 :

Both parties hereby shall submit to the exclusive jurisdiction of the Court of [Japan/Indonesia] to hear the case.

(参考訳) 両当事者は、本件を審理するために[日本/インドネシア]の裁判所の専属的管轄権に服する。

また、ある国の領土における司法の決定は、他の国の領土では実施できないという国際司法の原則に従い、日本の裁判所の判決をインドネシアでそのまま執行することはできない。したがって、紛争との最も現実的かつ実質的な関連性に応じて、両当事者は、裁判管轄の非専属性について合意する必要がある。例えば、以下のような例である。

裁判管轄記載例 3 :

Both parties hereby submit to the non-exclusive jurisdiction of [Japan/Indonesia] court.

(参考訳) 両当事者は、ここに、[日本/インドネシア]裁判所の非専属管轄権に服する。

裁判管轄記載例 4 :

Both Parties hereby agree to settle dispute arising out of or in connection with this agreement by submitting to the exclusive jurisdiction of the Court of the Defendant's legal domicile.

(参考訳) 両当事者はここに、被告の本籍地の裁判所の専属管轄権に服することにより、本契約から生じる、または本契約に関連する紛争を解決することに同意する。

8. 第12条 (協議事項)

モデル契約書第12条は、契約書に定めのない事項等についての協議について定義している。

両当事者間に生じた紛争を解決するための予備的手段として、協議や交渉を含めるのが一般的であり、以下に例示する。

記載例1:

In the event of a dispute arising out of or in connection with this Agreement, the Parties should initially seek to resolve the dispute through consultation and negotiation.

(参考訳) 本契約に起因しまたは関連する紛争が生じた場合、両当事者は、まず、協議および交渉を通じて当該紛争の解決を図るべきである。

記載例2:

The Parties shall endeavor to the best of their ability to settle any dispute between them in connection with this preliminary agreement amicably by means of negotiation.

(参考訳) 両当事者は、この予備的合意に関連して両当事者の間で生じた紛争を交渉によって友好的に解決するよう、可能な限り努めるものとする。

記載例3:

The Parties shall make every effort to resolve amicably any dispute that may arise between the Parties out of or in connection with this Agreement by way of negotiations between the Parties.

(参考訳) 両当事者は、本契約に起因しまたは関連して両当事者間で生じた紛争を、両当事者間の交渉により友好的に解決するようあらゆる努力を払うものとする。

9. インドネシアで一般的に含まれる追加条項

9-1. 言語条項

国旗、言語、国章および国歌に関する 2009 年法律第 24 号の第 31 条は、インドネシアの事業体に関与する覚書および協定にインドネシア語を使用しなければならないことを要求するとともに、外国の事業体に関与する場合は、その外国語および／または英語を使用するものとしている。

記載例：

This Agreement is executed in a text using the English language and the Indonesian language. Both texts are the same and effective as of the execution of this Agreement. Each of the parties hereto agrees that if there is any conflict between the English language text and the Indonesian language text of this Agreement, the English language text shall, to the extent permitted by applicable law, prevail. Each of the parties hereto confirms that it has read and understood the content and consequences of this Agreement and has no objection if the English language text prevails in the event of any such conflict.

(参考訳) 本契約は、英語とインドネシア語を使用したテキストで締結される。両方のテキストは、本契約の締結時点で同じであり、有効であるとする。本契約の各当事者は、本契約の英語のテキストとインドネシア語のテキストの間に矛盾がある場合、適用法で許可されている範囲で英語のテキストが優先されることに同意するものとする。本契約の各当事者は、本契約の内容と結果を読んで理解し、矛盾が発生した場合に英語のテキストが優先される場合に異議を唱えないことを確認するものとする。

記載例（短縮版）：

This Agreement is executed in a text using the English language and the Indonesian language. Both texts are the same and effective as of the execution of this Agreement. Each of the parties hereto agrees that if there is any conflict between the English language text and the Indonesian language text of this Agreement, the English language text shall, to the extent permitted by applicable law, prevail.

（参考訳）本契約は、英語とインドネシア語を使用したテキストで締結される。両方のテキストは、本契約の締結時点で同じであり、有効であるとする。本契約の各当事者は、本契約の英語のテキストとインドネシア語のテキストの間に矛盾がある場合、適用法で許可されている範囲で英語のテキストが優先されることに同意するものとする。

9-2. 契約の解除または早期終了に関する裁判所の判決の放棄に関する条項

インドネシア民法第 1266 条は、契約の不履行の結果としての契約の終了は、裁判所に請求しなければならないと規定している。第 1267 条は、損害を受けた当事者が、不履行当事者に義務の履行または契約の取消しを強制するために発生した費用について、補償、損害、および利子を請求できることを規定している。

記載例：

The Parties irrevocably waive Article 1266 of the Indonesian Civil Code to the extent that prior Judicial Approval is required for cancellation or early termination of this Agreement and, to the extent that Article 1267 of the Indonesian Civil Code may be interpreted as precluding Court Orders for both specific.

（参考訳）両当事者は、本契約の取消しまたは早期終了に事前の司法承認が必要な場合、およびインドネシア民法第 1267 条が両方の特定の裁判所命令を排

除すると解釈される可能性がある範囲で、インドネシア民法第 1266 条を取消不能の形で放棄するものとする。

記載例（短縮版）：

The Parties irrevocably waive Articles 1266 and 1267 of the Indonesian Civil Code to the extent that prior Judicial Approval is required for cancellation or early termination of this Agreement.

（参考訳）両当事者は、本契約の取消または早期終了に事前の司法承認が必要な範囲で、インドネシア民法第 1266 条および第 1267 条を取消不能の形で放棄するものとする。

契約の自由の原則を考慮して、当事者は、立入検査、知的財産権の所有権などの他の条項を自由に追加することができる。

【参考記事】

- ・秘密保持契約書（AI 編）

契約書：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/a3d2a1b69c83db6ca96d7bb7ce12fb04.pdf>

タームシート：<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2023/04/ab6c9a6ad44edda2fde3982ab2991ef7.pdf>

【ソース】

- ・インドネシア営業秘密法 2000 年法律第 30 号（LAW OF THE REPUBLIC OF INDONESIA NO. 30 OF 2000 REGARDING TRADE SECRET）

<https://wipolex.wipo.int/en/legislation/details/2258>

- ・インドネシア民法（Indonesia Civil Code）

<http://www.kuhper.com/>

・国旗、言語、国章および国歌に関する 2009 年法律第 24 号 (No 24 of 2009 on National Flag, Language, Emblem and Anthem)

<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/38661/uu-no-24-tahun-2009>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)